

海上交通安全法等の一部を改正する法律案

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手續を簡素化する等の措置を講ずる。

背景・必要性

- ・津波等の非常災害発生の高い蓋然性
海上交通の機能の維持
- ・湾内における船舶交通の混雑発生
安全性の向上及び国際競争力強化

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）<抄>
「海上交通安全法等の改正を含めた東京湾の一元的な海上交通
管制を構築し東京湾の混雑を緩和」



【衝突海難（災害時）】



【船舶交通の混雑状況（平時）】

改正案の概要

(1) 湾内における一体的な海上交通管制を行う海域（指定海域・指定港）に係る改正

非常災害時における海上交通の機能の維持

非常災害時の湾内の混乱を防止し、船舶を適切な海域に誘導するために必要な措置を「海上交通センター」で一体的に行うため、以下の特例を措置

湾内の海上交通管制を行う海上保安庁の事務所。東京湾海上交通センターについては平成30年1月に観音埼から横浜に移転し体制を充実強化。

船舶に対する移動命令等の制度の創設

（海上交通安全法）

交通障害の発生等に関する情報の聴取義務 海域を湾内全域に拡大（海上交通安全法及び港則法）

入湾時における船名等の通報制度の創設

（海上交通安全法）

- ・津波等による船舶事故の未然防止
- ・円滑な海上交通の機能の維持



平時における安全性の向上及び国際競争力強化

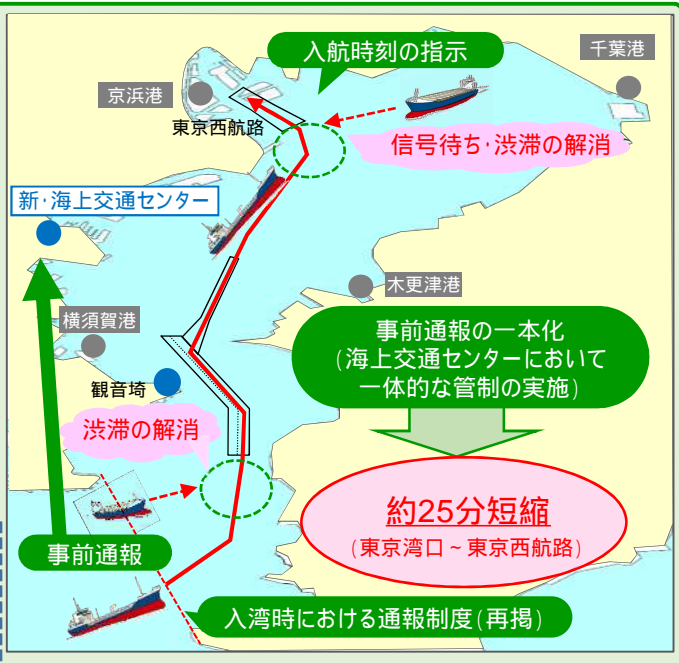
湾内の海上交通管制を海上交通センターに統合し、一体的な管制を実施するため、以下の特例を措置

海上交通安全法と港則法に基づき、海上交通センターと港長に対して別々に行っている事前通報を海上交通センターに一本化し、手續を簡素化（港則法）

港内の航路を航行しようとする船舶に対する入航時刻等の指示制度の創設（港則法）

- ・民間船舶の事務負担の軽減
- ・船舶交通の混雑緩和

平均約25分の航行時間短縮（東京湾口～東京西航路）
所要：約180分（平成25年度）
約155分（平成29年度末の運用開始以降）
最大 約2割短縮



(2) その他船舶交通の安全性の向上に係る改正

航路標識の設置に係る許可基準の明確化（航路標識法）

海上保安庁以外の者が行う航路標識の設置に係る届出制の導入（航路標識法）